(改定案)

尻 別 川 水 防 連 絡 協 議 会 規 約

(名 称)

第 1 条 本会は、尻別川水防連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第 2 条 この協議会は、小樽開発建設部が管理する一級河川において、水害の防止を図るため、重要水防個所の周知、河川水防情報の提供等を通じて水防活動を的確、かつ迅速に 実施できるよう、また、減災に関する取り組み等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、 流域住民の安全を確保することを目的とする。

(事業)

- 第 3 条 この協議会は、次の事業を行う。
 - 1. 重要水防個所の周知に関すること。
 - 2. 水防情報、水防警報、洪水予報の連絡に関すること。
 - 3. 合同の河川巡視に関すること。
 - 4. 水防訓練に関すること。
 - 5. 水防資材の整備状況に関すること。
 - 6. 指定水防管理団体の協議会、水防計画に関すること。
 - 7. 減災対策会議に関すること。
 - 8. その他

(組 織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

小樽開発建設部

後志総合振興局

小樽建設管理部

蘭 越 町

JR北海道

北海道電力(株)

札幌管区気象台

俱知安警察署

陸上自衛隊

- 2 この協議会に、委員会、幹事会を置く。
- 3 事業を行うにあたり、別に定める減災対策委員会及び減災対策幹事会を置くも のとする。

(役員)

第 5 条 協議会には、次の役員をおく。

会長1名委員7名幹事長1名幹事15名

(会 長)

第 6 条 会長は小樽開発建設部長とし、協議会を代表し会務を統轄する。

(委員及び委員会)

第 7 条 委員は、関係機関の長並びに担当部局長等により構成する。

 後志総合振興局
 局
 長

 蘭 越 町 町 長

札幌管区気象台 気象防災部長

JR北海道(株) 本社工務部工事課長

北海道電力(株) 倶知安水力センター所長

俱知安警察署署 長

陸 上 自 衛 隊 北部方面対舟艇対戦車隊 隊長

2. 委員会は、必要に応じて会長が召集し、本会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第 8 条 幹事長は、倶知安開発事務所長とし、会長の下にあって幹事会を運営し、会務 を処理する。

(幹事及び幹事会)

第 9 条 1. 幹事は、関係機関の担当者をもって構成する。

小樽開発建設部 公物管理課長、 防 災 対 策 官

工 務 課 長、 倶知安開発事務所長

後志総合振興局 地域政策課主幹(地域行政)

小樽建設管理部 維持管理課長、治 水 課 長、蘭 越 出 張 所 長

蘭 越 町 総務課長

J R 北 海 道 工務部工事課防災技術グループ長

北海道電力(株) 倶知安水力センター土木課長

札幌管区気象台 気象防災部防災調査課長

気象防災部予報課長

倶知安警察署 警備係長

陸上自衛隊 北部方面対舟艇対戦車隊 射撃幹部

2. 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。

3. 幹事会の事業は、委員会に報告し、その承認を受ける。

(事務局)

第 1 0 条 協議会の事務局は、小樽開発建設部工務課及び倶知安開発事務所河川課におく。

(雑 則)

第 1 1 条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、委員会の決定に よる。

(附 則)

この規約は、昭和57年7月20日から施行する。

平成 元年 4月一部改訂 平成 8年 6月一部改訂 平成 13年 6月一部改訂 平成 15年 6月一部改訂 平成 17年 6月一部改訂 平成 18年 6月一部改訂 平成 26年 6月一部改訂 平成 28年 6月一部改訂 平成 29年 6月一部改訂

別 表

尻 別 川 水 防 連 絡 協 議 会 構 成 員

組 織 別	委	員	幹	事	
小樽開発建設部	部	長	倶知安開	発事務原	斤長
			公 物 管	理 課	長
			防災;	対 策	官
			エ務	課	長
後志総合振興局	局	長	地域政策課主	幹(地域	行政)
小樽建設管理部			維持管	理 課	長
			治 水	課	長
			蘭 越 出	張 所	長
蘭 越 町	町	長	総務	課	長
J R 北海道(株)	本社工務	部工事課長	工事課防災技	技術グル−	-プ長
北海道電力(株)	俱知安水力·	センター所長	倶知安水力セ	ンター土オ	人課長
札幌管区気象台	気象防災部長		気象防災部防災調査課長		課長
			気象防災	部予報課	長
俱 知 安 警 察 署	署	長	警 備	係	長
陸上自衛隊	北部方面対舟艇対戦車隊		北部方面対舟艇対戦車隊		車隊
	隊	長	射 撃	幹	部

(改定案)

尻別川 減災対策<mark>委員会</mark>協議会 設置趣旨

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土 交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方につい て~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申さ れました。

本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされており、平成29年6月19日には「大規模氾濫減災協議会制度」を新たに盛り込んだ改正水防法が施行されました。います。

このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、河川管理者、北海道、蘭越町流域自治体等からなる「尻別川減災対策委員会協議会」を水防法第十五条の九に基づき「尻別川水防連絡協議会」に設置するものです。なお、これにより事業が引き継がれる「尻別川水防連絡協議会」は発展的解消とします。

(平成29年6月 水防法改正に伴い、修文)

(改定案)

尻別川減災対策委員会協議会 設置要領規約

(名称)

第1条 この会議は、「尻別川減災対策<mark>委員会協議会</mark>」(以下「減災対策<mark>委員会協議会</mark>」という。) と称する。

(目的)

第2条 この減災対策委員会協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、尻別川流域の国管理区間及 び北海道管理区間における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、蘭 越町等が連携して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的 に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、 尻別川水防連絡協議会規約第4条第3項水防法第十五条の九に基づき設置するものである。

(減災対策委員会協議会の構成)

- 第3条 減災対策委員会協議会は、別表の職にある者をもって構成する。
- 2 減災対策委員会協議会に会長を置き、会長は小樽開発建設部長とする。
- 3 会長は、減災対策委員会協議会の事務を掌理する。
- 4 会長は、第1項によるもののほか、減災対策<mark>委員会協議会</mark>の同意を得て、必要に応じて別表 1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加させることができる。

(減災対策委員会協議会の実施事項)

- 第4条 減災対策委員会協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して 実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために 各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有す る。
- 3 洪水により浸水した場合に、地域経済へ大きな影響を与える生産拠点等の水害リスク情報にについても共有するとともに、地域経済を支える浸水対策等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項についても地域の取組方針を作成し、共有する。
- 4.3 毎年、減災対策<mark>委員会協議会</mark>等を開催して、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 54 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(減災対策幹事会の構成)

- 第5条減災対策委員会協議会に減災対策幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は北海道開発局倶知安開発事務所長とする。

- 4 幹事長は、減災対策幹事会の事務を掌理する。
- 6 幹事長は、第2項によるもののほか、<mark>減災対策</mark>幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の 職にある者以外の者(学識経験者等)の参加させることができる。

(会議の公開)

- 第6条 減災対策委員会協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策<mark>委員会協議会に</mark>諮り、非公開とすることができる。
- 2 減災対策幹事会は、原則非公開とし減災対策幹事会の結果を減災対策<mark>委員会協議会</mark>へ報告することにより公開と見なす。

(減災対策委員会協議会資料等の公表)

- 第7条 減災対策<mark>委員会協議会</mark>に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策<mark>委員会協議会</mark>の 了解を得て公表しないものとする。
- 2 減災対策<mark>委員会協議会</mark>の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認 を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 減災対策委員会協議会及び減災対策幹事会の事務局は、小樽開発建設部工務課、倶知安開発事務所河川課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課、小樽建設管理部維持管理課、地域調整課、治水課におく。<u>尻別川水防連絡協議会規約第10条に基づく事務局とする。</u>
- 2 減災対策委員会協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 3 減災対策幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、減災対策<mark>委員会協議会</mark>の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、減災対策<mark>委員会協議会</mark>で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月17日から施行する。 本規約は、平成29年6月27日に改定する。

別表

組織別	委	 員	幹事		
小樽開発建設部 部 長		倶知安開発事務所長			
			公物管理課長		
			防災対策官		
			工務課長		
後志総合振興局	局	長	地域政策課主幹(地域行政)		
小樽建設管理部			維持管理課長		
			地域調整課長		
			治 水 課 長		
			蘭越出張所長		
蘭 越 町	町	長	総務課長		
ニセコ町	町	長	総務課参事		
真 狩 村	村	長	総務課長		
留寿都村	村	長	企 画 観 光 課 長		
喜茂別町	町	長	総務課企画室長		
京 極 町	町	長	総務課長		
俱 知 安 町	町	長	総務課参事兼危機管理室長		
北海道旅客鉄道(株)	本社工務部工事課長		工事課防災技術グループ長		
		査センター所長			
北海道電力(株)	倶知安水力センター所長		倶知安水力センター土木課長		
札幌管区気象台	気象防災部長		気象防災部防災調査課長		
	台	長	気象防災部予報課長		
俱 知 安 警 察 署	署	長	警 備 係 長		
陸上自衛隊	北部方面対舟艇対戦車隊		北部方面対舟艇対戦車隊		
	隊	長	射 撃 幹 部		
羊蹄山ろく消防組合	消	方 長	消防課長		

実施事項対比表

尻別川水防連絡協議会規約	尻別川減災対策委員会設置要領	減災に関する取組方針(小項目)
(事業) 第3条この協議会は次の事業を行う。 (1)重要水防箇所の周知に関すること。 (2)水防情報、水防警報、洪水予警報の連絡に関すること。	第3条(減災対策委員会の実施事項) 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 3 洪水により浸水した場合に、地域経済へ大きな影響を与える生産拠点等の水害リスク情報にについても共有するとともに、地域経済を支える浸水対策等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項についても地域の取組方針を作成し、共有する。	No. 23 毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水防団や住民が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検を実施 4 洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築 10 地域毎の利用可能避難施設までの避難時間を踏まえた、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上 11 タイムラインを活用した、関係機関との連携による訓練の実施 14 分かりやすい洪水予報伝文への改良 15 警報・注意報発表時の「危険度を色分けした時系列」や「警報級の
(3)合同の河川巡視に関すること。	4 毎年、減災対策委員会等を開催して、地域の取組方針 に基づく対策の実施状況を確認する。	現象になる可能性」の情報提供 23 毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水防団や住民 が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検を実施
(4)水防訓練に関すること。	5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な 事項を実施する。	21 消防組合・蘭越建設協会と連携した「水防工法実技訓練」の開催 29 防災支援機関等と連携した排水訓練を実施するとともに、訓練を通じて排水ポンプ車等の災対車の出動要請に係る関係機関との調整方法について確認
(5)水防資材の整備状況に関すること。		25 迅速な水防活動を支援するため、上流部における一時的な保管方法を検討のうえ、水防資機材を充実 30 蘭越建設協会との協定による、水防資機材の保有状況や作業計
(6)指定水防管理団体の協議会、水防計画に関すること。		画の確認 12 各地域における避難勧告等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法・伝達内容についての町職員向けマニュアルの作成及び地域防災計画の見直し 26 的確な水防活動等を実施するため、リーフレットの配布やポスター掲示を通じ、水防団員の確保を図る
(7)その他	10	32 避難遅れによる孤立者等を想定した救助活動に関わるヘリポート や避難場所等の事前調整を行い、地域防災計画へ反映